

令和 6 年度

事業報告書

(公財) 河川財団

1. 令和6年度事業報告

令和3年度を初年度とする河川財団中期計画を踏まえ、令和6年度事業は以下の方針に基づいて実施した。

助成事業においては、平成28年度から名称を河川基金に改めるとともに、フレームの再構築（従来の活動内容・テーマ別の部門から、助成対象者別の研究者・研究機関部門、川づくり団体部門、学校部門の3つの部門に再編）、川づくりへの貢献・活用を重視した評価基準の設定等の改革を実施している。令和6年度は、引き続き制度改善に取り組みつつ助成を採択するとともに、成果の普及に努めた。あわせて、今後の河川管理の強化・進展に必要となる研究分野の展開とその分野で活躍する若手研究者の育成を目的とした「河道研究プロジェクト」の助成を試行として実施した。

調査・研究事業においては、個々の現場の課題解決のための取り組みを実施するとともに、重要かつ共通のテーマを重点課題として設定し、現場の課題と重点課題の検討における相乗効果も発揮されるよう関連付けながら実施した。それにより、各実務現場の河川の安全・安心を高めることに貢献するとともに、河川政策の全体的レベルアップを推進した。また、技術・政策のイノベーションを生み出す環境づくりに貢献できるよう、当財団外の研究者、有識者や関係機関とのネットワークの形成等にも引き続き取り組んだ。これらの活動を通じて財団におけるナレッジの蓄積と体系化を合わせて行いながら、河川政策シンクタンクとしての河川財団の機能の充実に努めた。

調査・研究事業の実施に当たっては、アクセスしやすく理解しやすい様々な形での成果の公開、成果の実務現場への還元・適用とそのレビュー、アウトリーチの諸活動を、ねらいと効果発現の見通しを定め、諸活動間の相互好影響の発揮を考慮しつつ、継続・蓄積の重要性にも配慮しながら実施した。以上の事業実施を、専門家・技術者としての力量向上という意識も持ちながら各職員が能動的に担うことで、また、指導・助言、内外からの触発、共同した工夫などが状況に応じて臨機に行われる環境を整えることで、職員の力量が事業実施に連動して向上していく好循環の形成に努めた。

河川・水教育事業においては、それぞれの流域に特徴ある川と人間社会（水防災意識社会ならびに流域治水）の構築と持続可能な社会の実現に貢献するために、河川・水教育を推進するとともに、推進事業（「政策研究」及び「人づくり活動を支援する基盤整備」）を拡充して、河川・水教育に係る先導的な調査研究を行い、その充実に取り組んだ。

より多くの人々に河川・水への理解を深めてもらうためには、子どもを対象にした教育が有効と考えられるため、学校教育の場において河川・水教育を定着させることを目指し、児童・生徒の発達段階に応じて河川・水教育を取り上げやすくなる環境づくりや学校関係者等への支援を充実した。

特に、河川・水教育の取り組み方針や具体の研究課題についての議論を深めるための学識者、教育関係者、行政関係者等からなる河川・水教育研究会での提言を踏まえ、幼児教育及び小学校以降の教育における河川・水教育の今日的な価値や役割等の共有・発展に向けた考え方などをとりまとめた書籍「河川・水の学び～生きる力をのばす教育」を出版するとともに

に、授業における具体的な実践の参考として「授業展開例」を公開した。

また、子どもたちや市民が安全を確保しつつ川での体験活動を伴った「川に学ぶ」機会を得るための支援のために、水辺の安全を確保するための取り組みについて、教育関係者や市民団体等と連携して取り組んだ。

河川健康公園事業においては、適切な維持管理を行うことにより河川環境の保全と創出を支援するほか、沿川の地域住民の健康増進や自然と触れ合う機会の増大と河川管理に資する取り組みを推進した。

また、このような当財団が実施する公益事業を今後とも安定的に実施していくための裏付けとなる河川基金等の財産を適切に管理するとともに、一層の資金確保を目的として、一般市民や企業などが寄附をしやすい環境づくりのための取り組みを積極的に行った。

2. 河川に関する活動に対する助成とその成果の普及

【公益目的事業1】

河川整備の効果を高め、事業の効果的推進を支援し、国民の生活向上に寄与することを目的として造成された河川基金の運用益により、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究（研究者・研究機関部門）、川づくりの実践あるいはそれを支援する市民団体等の活動（川づくり団体部門）、小・中・高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究や、河川を題材とした教育活動（学校部門）に対し助成を採択すると共に、その成果の普及を行った。

また、公益社団法人ゴルフ緑化促進会からゴルファーの緑化協力金の交付を受け、河川及びその近傍における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等への事業に対し、助成を採択した。

2.1 河川基金事業

1) 研究者・研究機関を対象とした助成

川づくりや河川管理への貢献が期待できる調査・研究を行う研究者・研究機関を対象に128件の助成を採択した。

その際、河川の現場を活用した調査・研究、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる研究にも優先して採択した。また理科系（工学、自然科学等）のみならず、法学、経済学、社会学等を含む文科系（社会科学、人文科学）及び文理融合の調査・研究、学校教育の現場での河川・水教育についての調査・研究を含む幅広い学問領域において助成を行った。

① 調査・研究助成

流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究、緊急災害調査など、川づくりや河川管理に貢献する様々な調査・研究の助成を採択した。

また、35歳以下の若手研究者や、中学生や高校生をジュニア研究者とするクラブ活動での

調査・研究にも、助成区分を設けて優先的に採択した。

② 調査・研究成果の普及助成

研究者や研究機関による、一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行っている「アウトリーチ活動」に対して助成を採択した。

③ 河道研究プロジェクトの試行

今後の河川管理の強化・進展に必要な研究分野の展開とその分野で活躍する若手研究者の育成を目的として次の分野に対する助成事業を試行として開始した。

- ・ 河道内で生じる流れ・土砂移動等の土砂水理現象の予測・評価について、工学的信頼性をもち実務に適用可能な技術とする研究分野
- ・ 水系における土砂移動を把握し、河道を制御し、あるいは流水が河川から氾濫することを防止する施設・構造物の変状・被災現象を河道と一体として取り扱うことを可能とする研究分野

2) 川づくり団体を対象とした助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動（川づくり）を実施・支援する市民団体等（川づくり団体）を対象に、その活動への助成を新規に 84 件採択した。川づくりに貢献する広範な活動の中で、将来の自らの活動を担い、次世代を担う人づくりの活動に対し重点的に助成を行うものとし、新しいニーズに即した新規事業や若手による取り組み、自律的展開への展望を持った活動も優先して採択した。

① 川づくり団体活動助成

河川や流域への理解を深める活動、河川教育を支援する活動、人材育成や指導者育成に焦点をあてた活動、流域間・流域内交流のネットワークを構築する活動などを、流域規模あるいは全国的な規模で行う川づくり団体に対して助成を採択した。

② 新設川づくり団体自立支援助成

設立されて 5 年以内の川づくり団体に対し、その活動を軌道にのせるために必要な経費について最大 5 年間の助成を採択した。

3) 学校を対象とした助成

幼稚園、小・中・高等学校等の学校を対象に、特に教科学習における河川教育の取り組みの推進を重点として、河川教育計画の策定・実践や、河川教育についての調査・研究に対して 158 件の助成を採択した。

4) 助成成果の普及

河川基金助成事業の成果について、それらの情報共有や普及を図るため、以下の事業を行った。

① 報告会の開催

調査・研究の分野については助成成果をより一層社会に普及還元するため、助成を受けた全ての研究者が発表する「河川基金研究成果発表会」を開催した。

川づくり団体の活動及び学校における河川教育の分野については「川と人をつなぐ活動成果発表会」及び「河川・水教育研究交流会」を開催し、有識者からの基調講演、優秀な助成成果の口頭発表・パネルディスカッションなどを行い、関係者間での情報共有や人的ネットワークづくりを行った。また、これらの発表会については WEB サイトを通じて広く情報発信を行った。

② 優秀成果の顕彰

河川に対する理解を深め、助成事業の一層の充実を図るために、有識者による評価委員会において助成成果を評価し、研究者・研究機関、川づくり団体、学校の 3 部門において発表会の場で優秀成果表彰を行った。

優秀成果表彰者の中から、研究者・研究機関部門、川づくり団体部門において国土交通大臣賞、学校部門において文部科学大臣賞と国土交通大臣賞を授与した。

また、研究者・研究機関部門において、河川基金を活用し発展させ社会貢献したと認められた若手 2 名の研究者に対して河川財団奨励賞を授与した。

③ 河川基金だよりの刊行

「河川基金だより」を年 1 回刊行し、川づくりや河川管理に関わる官公庁、有識者、研究者、大学等研究機関、川づくり団体、川や水の問題に関心を持つ企業等に幅広く配布した。特に、助成事業者などの今後の活動の参考となるような Good Practice 事例や取組みを抽出して掲載することにより、情報提供・共有機能の強化を図った。

④ 助成成果データベースの公開

過去の助成成果報告書をデータベース化し、当財団 WEB サイトで公開した。

2.2 河川美化・緑化助成事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会（Greenery by Golfers Group＜略称 GGG＞）と連携して、国、地方公共団体、各種法人等が実施する河川や近傍における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等に対しての助成を 9 件採択した。

3. 河川に関する調査・研究とその成果の普及

【公益目的事業 2】

河川の管理、とりわけ維持管理に関する関心が高まる中で、河川管理施設の維持修繕の技術基準を定める河川法改正から約 10 年が経過した。一方、厳しい財政状況あるいは人員不足、そして少子高齢化、相次ぐ激甚な水害の発生などの社会状況下に河川管理の現場はおかれている。経験や実績に基づく技術を主とする河川の管理にあっても、より効果的、効率的な河川の管理としていくことが求められる。また、激甚な水害が頻発し流域と一体となった治水の必要性が益々高まる中で、地球温暖化への適応、グリーンインフラへの対応などの新しい

視点を河川の管理にも加味していくことが求められる。

このような背景の下で、重点的なテーマである河川の管理を中心として、以下の課題について調査研究を進め、必要とされる政策提言を行った。

3.1 災害を防止するための調査・研究

1) 河川の維持管理に関する調査研究：全体方針

調査研究の実施に当たっては重点課題を設定し、ワーキンググループ等の機動的な実施体制を構築した。河川の管理に関する調査研究課題は相互に関連するものであり、現場実務への反映を重視するとともに、課題全体の俯瞰を踏まえて重点課題を設定した。

官学民の関係者から成る河川管理研究会の運営を通じて、河川の管理における課題を共有し、関係機関・研究者等と連携して調査研究を推進した。令和6年度は1回(WGは3回開催)の研究会を開催した。

2) 河川の維持管理に関する調査研究：個別重要テーマの推進

・堤防、河道の点検評価手法の再構築

河道の点検・評価フレームの拡充として、流下能力評価、侵食・洗掘による危険性評価の検討を行った。

流下能力評価に関しては、前年度までに作成した「河道流下能力を低下させないための河道の維持管理の手引き(案)」に対する各地整からの意見を踏まえ、堤防等河川管理施設と同様の評価手法として河道の変化状況の分析結果から4段階で評価する方法について検討を行った。

侵食・洗掘による危険性評価に関しては、有識者や行政担当者(本省治水課、河川保全企画室)からなる検討会を3回実施し、侵食・洗掘に対して保持すべき機能を明確化し、これら保持すべき機能に対する分析・評価手法の検討を行った。また、これら検討結果を基に、手引き案の作成を行った。

・維持管理の合理化・効率化の推進

河川維持管理における効率化・高度化を図るため、河川データプラットフォームの整備によるDXの推進、UAVを活用した河川巡視の現場適用実験を行った。

河川データプラットフォームのインターフェイスとなる全国版三次元河川管内図(スマートリバービューアー=SRV)の構築を行うとともに、各種データの可視化の基盤地図となる点群測量成果に対するチェックツール(電子納品保管前チェック機能、フィルタリング処理機能)の開発を行った。また、各種システム(環境DBなど)が河川データプラットフォームに参画するにあたっての整備・運用ルール等の検討を行い、各種システムに対してクラウドの開発環境の提供や、クラウド基盤でシステム開発をするにあたっての助言・提案を行った。

UAVによる巡視・点検の実証試験を全国地整の数河川で実施した。実証試験の結果を踏まえ、UAVによる巡視・点検手法の提案を行った。また、UAVによって得られた巡視・点検結果(動画データ)を、流域データプラットフォームに蓄積するための要件等について整理した。

・中小河川の維持管理の向上

「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」を改訂に基づき実施された都道府県の点検評価の実施状況を整理し、点検評価の実施率の更なる向上に向けた改善方策の検討を行った。

- ・現場実務の懸案解決への貢献

常陸河川国道管内（那珂川水系、久慈川水系）で実施中の那珂川緊急治水対策プロジェクト（久慈川緊急治水対策プロジェクトの一部区間を含む）について、令和8年度までに事業完了することを目的に、事業進捗に影響のある4地区の12箇所について、課題（用地取得、工程計画）の整理を行い、必要な暫定施工を含む対応策と優先順位及び施工順序を提案した。

また、各事業の進捗状況、課題や工事のクリティカルパス等を踏まえた全体及び事業別の工程表を作成するとともに、事業完了までの配土計画に資する土工フローを作成した。

これらを基に事業調整会議が進められ、事務所内の情報共有と事業推進に寄与した。

- ・堤防管理技術の高度化

河川堤防は、流域の治水安全度を確保する上で根幹をなす重要な施設であり、この維持管理行為の一つとして除草工事が行われている。しかし堤防のり面において芝以外の植生への遷移が進行し、高茎草本の生育・繁茂による堤防の視認性への支障等、様々な問題が顕在化しているのが現状である。

このため、植生が堤防に与える影響や様々な課題を踏まえ、堤防の除草工事が効果的・効率的になることを目的として、堤防管理に加え植生の生活史を考慮した「堤防植生管理」の概念を提案し、これまで関東地整内の各事務所で実施されたこまめ除草（除草3～4回）の取組事例等を踏まえた除草方法を「堤防植生管理ガイドブック（素案）関東版」としてとりまとめた。また本素案に対して、有識者による検討会（5回開催）にて意見聴取を行い、内容の充実を図った。

3.2 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

1) 河川空間管理のあり方に関する調査研究

河道内の樹木管理に関し、河道内樹木・竹林の繁茂対策等に関する調査研究を行った。京浜河川管内における樹木伐採計画（案）をまとめるとともに、関係各課の情報共有ツールとなる樹木管理データベースを試作した。また、下館河川管内では高水敷から堤防に侵入する竹林対策として重機による効率の良い伐採方法及び再繁茂対策を試行し、成果をとりまとめた。

2) 生態環境調査解析

国等河川管理者が管理する河川において、より良い環境の保全・再生を目指し、学識者の指導を仰ぎ生態環境の調査解析業務を行った。

3.3 健全な水循環系の保全・再生に関する調査研究

1) 健全な水循環と生態系の保全・再生に関する調査研究

霞ヶ浦（北浦）における流域も含めた水質保全対策の総合的な評価とともに、湖内における流入負荷対策（流入負荷の沈降促進等）による水環境改善策に向けた具体的な施設構造や

形状などに関する調査研究を行った。

2) 水環境改善方策および普及・啓発方策に関する調査研究

住民や利水者等の水環境に対する要望の多様化に対応するため、河川管理者の水質調査に関わる意識把握や住民や関係者と連携した流域での取組みなどに関する調査研究を行った。また、全国の河川水質状況を取りまとめるとともに、一般の方にも興味を持ってもらえるよう内容を工夫し、写真等を活用した概要パンフレットを作成した。

3.4 河川管理施設の成り立ちに関する調査研究

木曽三川流域を中心として、歴史的河川施設と流域内市町村に関する資料を行政機関や地域の資料館等から収集・調査し取りまとめるとともに、木曽三川歴史・文化の調査研究資料「K I S S O」として編集（4回）した。また、木曽川文庫に保管されている未整理資料等の資料整理を行った。

一般市民を対象とした開放講座を1回開催した。さらに、「K I S S O」の編集計画や編集方針を検討する木曽三川歴史文化調査資料編集検討会の運営補助を行った。

3.5 調査研究成果の普及

財団の調査研究成果を適切に社会へ還元するため、研究発表会の開催や学会での発表等によって研究成果を公表し普及を図った。

1) 研究発表会の開催

「河川財団研究発表会」を東京（10月31日開催：参加者176人）の外、地方事務所所在都市（大阪市（11月26日開催：参加者88人）、名古屋市（11月28日開催：参加者132人））で開催し、主要な調査研究成果を発表した。

2) 学会等での発表

土木学会論文集に財団職員が参画した論文が掲載された（土木学会論文集 2024 年 80 巻 7 号論文 ID23-00183）。

3) 河川塾（第二シリーズ）の開催

現在の日本の河川を取り巻く状況について捉え、これから河川を管理していく上で、どのような技術が必要となるかについて、河道管理、河川維持管理、河川環境管理、川づくりなどに携わっている河川技術者等を対象者（19人）とし、体系的講義（討議を含む）を開催（13回）し、また、その基盤となるテキストのとりまとめ・充実を図った。

4) 技術指導

財団職員を研修会の講師等として派遣し、当財団の調査研究で得られた技術的ノウハウの普及を行った。

4. 河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動

【公益目的事業 3】

それぞれの流域に特徴ある川と人間社会（水防災意識社会ならびに流域治水）の構築と持続可能な社会の実現に貢献するために、河川・水教育を推進するとともに、推進事業（「政策研究」及び「人づくり活動を支援する基盤整備」）を拡充して、河川・水教育に係る先導的な調査研究を行い、その充実に取り組んだ。

より多くの人々が河川・水への理解を深めるためには、子ども世代を対象としなければならない。その活動は学校教育において持続性を確保できることから、学校教育の中に発達段階に応じて河川・水教育を取り上げやすくなる環境づくりや学校関係者等への支援の充実が必要である。河川・水教育の取り組み方針や具体の研究課題についての議論を深めるための学識者、教育関係者、行政関係者等からなる河川・水教育研究会での提言を踏まえ、幼児教育及び小学校以降の教育における河川・水教育の今日的な価値や役割等の共有・発展に向けた考え方などをとりまとめた書籍「河川・水の学び～生きる力をのばす教育」を出版するとともに、授業における具体的な実践の参考として「授業展開例」を公開した。

また、子どもたちや市民が安全を確保しつつ川での体験活動を伴った「川に学ぶ」機会を得るための支援について、教育関係者や市民団体等と連携して取り組んだ。

4.1 河川・水教育の充実と推進

1) 新たな河川・水教育のカリキュラム（単元）開発と実践

令和元年度より開始した新たな河川・水教育のカリキュラム（単元）開発と実践について、令和6年度は3つの学校での単元開発を継続実施し、成果をとりまとめた。

2) 河川・水教育に係わる環境教育、防災教育の推進

義務教育課程における、河川・水に係わる環境教育、防災教育の推進について、感性与理性の育成を考慮した、体系的な展開方策（クロス・カリキュラムとアクティブ・ラーニングの視点も含む）について検討を進めた。具体的には、流域・水循環を軸としながら環境教育や防災教育の内容を含んだ教科横断型の指導案の作成・検討、また、児童・生徒一人一人に配備されたタブレット端末に対応できるよう河川・水教育の教材開発等を行った。

3) プロジェクト WET の普及・展開

プロジェクト WET の新たなアクティビティ開発を、特に防災等を重視して進めた。その中でタブレット端末に対応するオンラインアクティビティの開発にも継続して取り組むとともに学校関係者の更なる利活用に向けた取り組み検討を進めた。具体的には、小学校4年理科「雨水の行方と地面の様子」等において流域を学習するアクティビティ開発にも着手した。

4) 河川・水教育研究会

河川・水教育の取り組み方針や具体の研究課題についての議論を深めるために学識者、教育関係者、行政関係者等からなる河川・水教育研究会での提言を踏まえ、河川・水教育の今日的な価値や役割等の共有・発展に向けた考え方などをとりまとめた書籍「河川・水の学び～生きる力をのばす教育」を出版するとともに、授業における具体的な実践の参考として「授業展開例」を公開した。

4.2 河川・水教育の普及・啓発

1) 全国河川・水教育大学間ネットワークを通じた活動

教育系大学の教員による全国的なネットワーク組織である全国河川・水教育大学間ネットワークと連携して、各地域における河川・水教育について、広げる（取組む学校や学校教員の拡大等）、続ける（学校における取組み継続の支援）、深める（河川・水教育の質の向上のための研究）ための活動を進めた。

2) 学習教材等の作成・普及及び学校支援

河川・水教育研究会での提言を踏まえながら、河川・水教育が現場の学校の教員に容易に理解されるよう普及・啓発ツールの開発と普及活動に取り組んだ。

具体的には自宅や学校周辺といった身近なスケールの流域から大河川レベルの流域までをデジタルマップにて確認できるツール等の開発に取り組んだ。

3) プラットフォーム機能の充実

推進事業の「人づくり活動を支援する基盤整備」として、全国でのモデル的な実践を積極的に支援できるように、理科の学習に関するデジタル教材、社会科用教材としての「先人の働き」に関するDB、それらを提供する教育用データプラットフォームの構築等をめざし、教員が川や流域の情報に容易にアクセスできる基本的なシステムの検討に着手した。

4.3 水辺における安全の促進

水辺体験活動に精通した川づくり団体と学校との連携を進め、安全な水辺活動の普及と定着を図るとともに、教員も含め学校と連携して活動できる地域の指導者等の育成を推進した。また、水辺の体験活動が安全に実施できるように水難事故防止対策等の調査研究を進めるとともに、ライフジャケット普及に向けた取り組みを促進した。

5. 河川健康公園の運営

【公益目的事業4】

都市部における貴重なオープンスペースであり、数少ない自然環境が残された空間である河川敷を活用し、当財団が環境整備した以下の河川健康公園において次の健康公園事業を行い、水辺環境の向上を図るとともに沿川の地域住民等への河川利用の促進や健康増進を図った。

- ・多摩川河川健康公園（多摩川水系）
- ・荒川・扇河川健康公園（荒川水系）
- ・庄内川・幸心河川健康公園（庄内川水系）

5.1 住民の健康増進

1) レクリエーション施設の運営

河川健康公園において無料開放している自由広場や野球場、ソフトボール場では、来園者に安全で安心して活動できる環境を提供するほか、有料のゴルフコース・練習場、パークゴルフコースでは、低廉な料金設定として、利用する地域住民の健康増進に貢献するとともに、

シニア・ジュニア等に対して割引を実施し、これらの年代層の更なる利用促進が図れるよう配慮した。

なお、日常の管理として始業前、終業後の点検・巡視はもとより、河川健康公園内の植生管理、ゴミなどの清掃を適切に実施し、利用者が安全快適に利用できるように努めた。

2) 子どもたちへのスポーツの普及

ゴルフコース・練習場を開放し、専門の指導者による子どもたちを対象としたスポーツ教室を開催し、次代を担う子どもたちの健全育成を図った。また、子どもたちと高齢者とのふれあい交流の場ともなる合同スポーツ教室を開催し、子どもたちが高齢者からそのスポーツのみならず普段の生活でのマナーやエチケットを学び、高齢者が生き生き活動できる機会の提供を行うと共に、小学校・高校・大学のクラブ活動を支援するため、ゴルフ場やゴルフ練習場を無料開放するなどスポーツの普及を図った。

5.2 河川敷地の適正な管理

1) 河川敷地維持管理

河川管理者と協議を行い、河川管理者に代わって河川健康公園に隣接する河川堤防について丁寧な除草や清掃を実施し、河川管理者が堤防点検を実施しやすくなるよう協力するとともに、来園者にとって散策しやすい環境をつくった。

また、河川健康公園内においても適切な植生管理等の維持管理を行い、河川環境の保全に協力するとともに、気持ち良く来園していただけるよう河川利用の促進に努めた。

2) 河川環境の保全と創出

幅広い年齢層が楽しんで河川利用できるよう整備した荒川扇河川健康公園のパークゴルフ施設内においてヨシ等の在来植物による環境緑地の維持管理を行った。

5.3 洪水時等の防災対策

1) 施設撤去訓練の実施

河川健康公園において、高水敷上の施設撤去の重要性や撤去に適した施設への改良・撤去作業の段取り・手順等を他の占有者に普及・啓発する公開の施設点検・撤去訓練を実施した。

5.4 地域社会への貢献

1) 近隣の小学校・幼稚園・保育園の野外活動への協力

近隣の小学校の児童や幼稚園・保育園の幼児の野外活動に協力し、子どもたちが自然と触れ合う機会を多く持てるよう支援した。

2) 多摩川振興への協力

地元川崎市などの施策に協力し、多摩川利用推進に寄与する事業を行った。

3) 多摩川交流センターの運営

一般利用者・河川利用者の交流の促進、河川管理者や地元自治体などの情報発信や災害時の避難場所・活動拠点として整備した多摩川交流センターが快適な利用ができるよう、トイレをはじめとする休憩施設、利便施設の改善・維持管理を適切に行った。

6. 河川管理に関する支援事業

【収益事業】

国等が行う河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適切な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るための河川管理について、より効果的な管理を支援する事業を行った。

6.1 施設等維持管理

国等の河川管理者が管理する河川管理施設などについて、施設の操作や点検等、安全で適切な維持管理を支援する業務を行った。

○事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。